

○東京藝術大学美術学部「平成藝術賞」選考要項

平成26年11月13日
教授会決定

(趣旨)

第1条 この要項は、東京藝術大学奨学金規則第4条の規定に基づき、平成藝術賞の選考等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 平成藝術賞とは、次世代の美術界を担う芸術家及び研究者の人材育成を目的として、美術学部において特に優秀な者を選考し、奨学金を授与するものである。

(選考基準)

第3条 選考対象者は、当該選考年度の学部卒業見込者のうち卒業制作・論文が特に優秀な者とする。

(選考手続)

第4条 平成藝術賞は、各年度1月末までに美術学部各科（日本画、油画、彫刻、工芸、デザイン、建築、先端芸術表現、芸術学）からの推薦に基づき、美術学部学生生活委員会において審議し、教授会の承認を経て学長が決定する。

(選考人数)

第5条 平成藝術賞の選考人数は、各科1人とする。

(財源および授与額)

第6条 平成藝術賞は、株式会社平成建設からの寄附金により運営するものとする。
2 平成藝術賞の奨学金は、1人当たり30万円とする。

(雑則)

第7条 この要項に定めるものの他、平成藝術賞に関し必要な事項は学生生活委員会が別に定める。

附 則

この要項は、平成26年11月13日から施行する。